

北海道告示第 11240 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、次のとおり遊漁規則を認可した。

令和5年(2023年)9月5日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所 支笏湖漁業協同組合
千歳市支笏湖温泉番外地
- (2) 漁業権の免許番号 石内共第2号
- (3) 遊漁について制限の範囲
 - ア 漁具の制限 ひめます 竿釣（船釣、陸釣、1人につき7本以内、針数は1本当たり3個以内）
 - イ 遊漁期間 ひめます 6月1日から8月31日まで
6月 午前3時00分から午後7時30分まで
7月 午前3時30分から午後7時30分まで
8月 午前4時00分から午後7時00分まで
 - ウ 遊漁禁止区域 湖のうち次の点アとイ、ウとエ及びオとカをそれぞれ結んだ線とイとウ、エとオ及びカとアの間における最大高水時湖岸線とによって囲まれた区域（千歳川のうち、湖口から滝の上えん堤に至る区域を含む。）
点ア：紋別岳山頂と風不死岳山頂とを結んだ線と最大高水時湖岸線（北岸）との交点
点イ：紋別岳山頂と風不死岳山頂とを結んだ線と最大高水時湖岸線（南岸）との交点
点ウ：多武古峰山頂（通称：砥石山）とオコタン大崎西端とを結んだ線と最大高水時湖岸線（南岸）との交点
点エ：オコタン大崎西端
点オ：大崎の鼻
点カ：大崎の鼻と紋別岳山頂とを結んだ線と最大高水時湖岸線（東岸）との交点
- (4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を除く。）及びその納付の方法
 - ア 遊漁料の額 (船釣) 1日1,500円、3ヶ月26,000円
(陸釣) 1日 750円、3ヶ月13,000円
 - イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
支笏湖漁業協同組合事務所 千歳市支笏湖温泉番外地
(株)ポロピナイカンパニー 千歳市幌美内番外地
支笏湖ボートハウス(株) 千歳市モラップ番外地
支笏湖ボートハウス(株) 千歳市美笛番外地
- (5) 遊漁承認証に関する事項
遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (6) 遊漁に際し守るべき事項
 - ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
 - イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - エ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものと

する。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子又は腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

2 (1) 漁業権者の名称及び住所 余市郡漁業協同組合

余市郡余市町港町148番地

(2) 漁業権の免許番号 後内共第1号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 あゆ 竿釣(友釣、1人につき1本以内)

やつめうなぎ 徒手

わかさぎ 竿釣(1人につき1本以内)

イ 遊漁期間 あゆ 7月1日から9月15日まで(日の出から日没まで)

やつめうなぎ 1月1日から12月31日まで(日の出から日没まで)

わかさぎ 1月1日から12月31日まで(日の出から日没まで)

ウ 遊漁禁止区域 仁木大橋から下流域全域(9月1日から9月15日まで)

(4) 遊漁料の額(消費税及び地方消費税を含む。)及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 あゆ 1日2,000円、全期間15,000円

やつめうなぎ 1日 100円、全期間1,050円

わかさぎ 1日 100円、全期間1,050円

イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。

余市郡漁業協同組合事務所 余市町港町148番地

余市郡漁業協同組合が別に指定する場所

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は、貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。

イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

エ 川底をかくはんしてはならない。

オ 組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

3 (1) 漁業権者の名称及び住所 朱太川漁業協同組合

- 寿都郡黒松内町字黒松内631番地の20
後内共第3号
- (2) 漁業権の免許番号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 あゆ 竿釣（友釣、1人につき1本以内）
やつめうなぎ 徒手
- イ 遊漁期間 あゆ 7月1日から9月15日まで
やつめうなぎ 7月1日から4月30日まで
- ウ 遊漁禁止区域 朱太川河口より支流一木川に至る間の朱太川本流の区域
（あゆ：9月1日から9月15日まで）
朱太川と熱郭川合流点より上流緑橋までに至る間の朱太川本流の区域
（やつめうなぎ：5月1日から7月31日まで）
朱太川・黒松内川・熱郭川の全河川
（やつめうなぎ：5月1日から6月30日まで）
- エ 全長の制限 あゆ 10センチメートル以下
- (4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。）及びその納付の方法
- ア 遊漁料の額 あゆ 1日2,000円、全期12,000円
やつめうなぎ 1日 200円、全期 1,000円
- イ 納付の方法 次の場所または組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するものとする。
朱太川漁業協同組合事務所 黒松内町字黒松内631番地の20
有限会社黒松内ホンダ菅原商会 黒松内町字黒松内202番地

- (5) 遊漁承認証に関する事項
遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (6) 遊漁に際し守るべき事項
- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
- イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- エ 川底をかくはんしてはならない。
- オ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- (7) 漁場監視員に関する事項
- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (8) 違反者に対する措置に関する事項
直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。
- (9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 4 (1) 漁業権者の名称及び住所 瀬棚郡内水面漁業協同組合
瀬棚郡今金町字今金445番地の8
- (2) 漁業権の免許番号 檜内共第1号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 あゆ 竿釣（友釣、1人につき1本以内）
- イ 遊漁期間 あゆ 7月1日から9月15日まで
- ウ 遊漁禁止区域 瀬棚橋から上流200メートルまでの馬場川本流の区域（8月20日から9月1

5日まで)

- エ 全長の制限 あゆ 10センチメートル以下
- (4) 遊漁料の額 (消費税及び地方消費税を含む。) 及びその納付の方法
 - ア 遊漁料の額 あゆ 1日2,000円、1年8,000円
 - イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。

瀬棚郡内水面漁業協同組合	今金町字今金445-8
えがみ釣具店	せたな町北檜山区豊岡
松林販売所	せたな町北檜山区若松
永豊商店	今金町字今金
緒方販売所	今金町字花石
ゑびすや釣具店	せたな町瀬棚区本町
佐久間旅館	今金町字今金
- (5) 遊漁承認証に関する事項
遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (6) 遊漁に際し守るべき事項
 - ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
 - イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - ウ 相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - エ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- (7) 漁場監視員に関する事項
 - ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
 - イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (8) 違反者に対する措置に関する事項
直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。
- (9) 遊漁規則の施行の日
令和5年(2023年)9月1日

- 5 (1) 漁業権者の名称及び住所 瀬棚郡内水面漁業協同組合
瀬棚郡今金町字今金445番地の8
- (2) 漁業権の免許番号 檜内共第2号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限
あゆ 竿釣 (友釣、1人につき1本以内)
やつめうなぎ 徒手
 - イ 遊漁期間
あゆ 7月1日から9月15日まで
やつめうなぎ 7月1日から12月31日まで
 - ウ 遊漁禁止区域
利別川支流真駒内川 (真駒内橋から下流700メートルまでの区域)
利別川本流 (今金橋から田代橋までの900メートルの区域)
(8月20日から9月15日まで)
 - エ 全長の制限
あゆ 10センチメートル以下
やつめうなぎ 30センチメートル以下
- (4) 遊漁料の額 (消費税及び地方消費税を含む。) 及びその納付の方法
- ア 遊漁料の額
あゆ 1日2,000円、1年8,000円
やつめうなぎ 1日2,000円、1年8,000円

イ 納付の方法	次の場所において納付するものとする。 瀬棚郡内水面漁業協同組合 今金町字今金445-8 えがみ釣具店 せたな町北檜山区豊岡 松林販売所 せたな町北檜山区若松 永豊商店 今金町字今金 緒方販売所 今金町字花石 ゑびすや釣具店 せたな町瀬棚区本町 佐久間旅館 今金町字今金
---------	---

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。

イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

エ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日

令和5年(2023年)9月1日

6 (1) 漁業権者の名称及び住所	瀬棚郡内水面漁業協同組合 瀬棚郡今金町字今金445番地の8
(2) 漁業権の免許番号	檜内共第3号
(3) 遊漁についての制限の範囲	
ア 漁具の制限	あゆ 竿釣（友釣、1人につき1本以内） やつめうなぎ 徒手
イ 遊漁期間	あゆ 7月1日から9月15日まで やつめうなぎ 7月1日から12月31日まで
ウ 遊漁禁止区域	太櫓川（栄石橋から下流200メートルまでの区域） （8月20日から9月15日まで）
エ 全長の制限	あゆ 10センチメートル以下 やつめうなぎ 30センチメートル以下
(4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。）及びその納付の方法	
ア 遊漁料の額	あゆ 1日2,000円、1年8,000円 やつめうなぎ 1日2,000円、1年8,000円
イ 納付の方法	次の場所において納付するものとする。 瀬棚郡内水面漁業協同組合 今金町字今金445-8 えがみ釣具店 せたな町北檜山区豊岡 松林販売所 せたな町北檜山区若松 永豊商店 今金町字今金

緒方販売所	今金町字花石
ゑびすや釣具店	せたな町瀬棚区本町
佐久間旅館	今金町字今金

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
- イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- エ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(7) 漁場監視員に関する事項

- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日

令和5年(2023年)9月1日

7 (1) 漁業権者の名称及び住所

大沼漁業協同組合
亀田郡七飯町字大沼1023番地の25

(2) 漁業権の免許番号

渡内共第1号

(3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁具の制限
 - こい、ふな 竿釣（手釣、1人につき2本以内）
 - わかさぎ 竿釣（手釣、1人につき2本以内）
- イ 遊漁期間
 - こい、ふな 3月1日から12月20日まで
 - わかさぎ 1月1日から12月31日まで
- ウ 遊漁禁止区域
 - はまなす崎より西大橋冠島を結ぶ線と吊橋を境とする内側
 - 水島湾、小林湾、極楽橋の内側、
 - 赤湾の西岬より松の島その線を結ぶ線の内側、
 - 寺の湾、小鮒湾、
 - 鹿の崎とゾウの鼻を結ぶ線の内側
 - (1月1日から4月30日まで)

- エ 全長の制限
 - こい・ふな 20センチメートル以下
 - わかさぎ 5センチメートル以下

(4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。）及びその納付の方法

- ア 遊漁料の額
 - こい、ふな 1日500円、1年5,000円
 - わかさぎ 1日800円

- イ 納付の方法
 - 次の場所または組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するものとする。

大沼漁業協同組合事務所	七飯町大沼町1023-25
蓴菜沼仮設事務所	七飯町西大沼
大沼合同遊船株式会社	七飯町大沼町1023-1

大沼大公園

七飯町大沼町1023-1

セブンイレブン七飯大沼店

七飯町大沼町799-6

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。

イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

エ 川底をかくはんしてはならない。

オ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日

令和5年(2023年)9月1日

8 (1) 漁業権者の名称及び住所

八雲町漁業協同組合

二海郡八雲町内浦町155番地3

(2) 漁業権の免許番号

渡内共第2号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 あゆ 竿釣（一人につき1本以内）

イ 遊漁期間 あゆ 7月15日から9月15日まで

ウ 全長の制限 あゆ 10センチメートル以下

(4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。）及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 1日1,500円、全期間5,000円

イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。

八雲町漁業協同組合 八雲町内浦町155番地3

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。

イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

エ 川底をかくはんしてはならない。

オ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 9 (1) 漁業権者の名称及び住所 洞爺湖漁業協同組合
有珠郡壮瞥町字仲洞爺123番地
- (2) 漁業権の免許番号 胆内共第1号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 ひめます、にじます、やまべ
竿釣(1人につき5本以内、針は1本につき3個以内)
えび
たも網(網口及び網の長さの最長部が40センチメートル未満)
わかさぎ
竿釣(1人につき5本以内、針は1本につき3個以内)
たも網(網口及び網の長さの最長部が40センチメートル未満)
- イ 遊漁期間 ひめます、にじます、やまべ
(船釣) 6月1日から6月30日まで
12月1日から3月31日まで
(陸釣) 6月1日から8月31日まで
12月1日から3月31日まで
えび 6月1日から8月31日まで
12月1日から3月31日まで
わかさぎ 5月1日から8月31日まで
11月1日から3月31日まで
(全魚種 午前4時から午後7時まで)
- ウ 遊漁禁止区域
(ア) 中島の周囲湖岸から沖合2,000m以内の水面
(イ) 北大洞爺湖臨湖実験所及び洞爺孵化場の左右沖出し各1,000m以内の水面
(ウ) 菅原川の河口より洞爺湖町の境界までの間の左右沖出し1,000m以内の水面
(エ) 北電洞爺湖発電所放水路及び長流川洪水取水所放水路の左右100m、沖合100m以内の水面
(オ) 安宅川の湖岸より上流1,500mの間
(周年)
- エ 全長の制限 ひめます、にじます、やまべ 15センチメートル以下
わかさぎ 5センチメートル以下
- (4) 遊漁料の額(消費税及び地方消費税を含む。)及びその納付の方法
- ア 遊漁料の額 ひめます、にじます、やまべ 1日(陸釣)1,200円、(船釣)1,500円、
1年20,000円
えび 1日500円
わかさぎ 1日500円
- イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
洞爺湖漁業協同組合事務所 壮瞥町字仲洞爺123番地
渡辺豆腐店 壮瞥町字仲洞爺
洞爺マリン 壮瞥町字壮瞥温泉
セイコーマート壮瞥温泉店 壮瞥町字壮瞥温泉
セイコーマートふじさわ店 壮瞥町字滝之町
岡崎進宅 洞爺湖町月浦
セブンイレブン洞爺湖温泉店 洞爺湖町洞爺湖温泉

北海ホテル	洞爺湖町洞爺湖温泉
洞爺湖温泉中央モーターボート	洞爺湖町洞爺湖温泉
セイコーマート洞爺たなか店	洞爺湖町洞爺湖温泉
セイコーマート洞爺店	洞爺湖町洞爺町
とうや水の駅	洞爺湖町洞爺町

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
- イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- エ 湖底をかくはんしてはならない。
- オ 撒き餌及びよせ餌等をしてはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 10 (1) 漁業権者の名称及び住所 いぶり中央漁業協同組合
登別市登別港町一丁目28番地
- (2) 漁業権の免許番号 胆内共第2号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 ひめます 竿釣、手釣(1人につき3本以内)
 - イ 遊漁期間 ひめます 5月15日から7月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内(午前7時から午後5時まで)
 - ウ 遊漁禁止区域 水産動物の繁殖保護又は遊漁調整上必要と認め、遊漁する区域を制限したときは、区域外での遊漁をしてはならない。
- (4) 遊漁料の額(消費税及び地方消費税を除く。)及びその納付の方法
- ア 遊漁料の額 1日1,500円
 - イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
いぶり中央漁業協同組合 本所事務所 登別市登別港町一丁目28番地
白老観光協会 白老郡白老町字白老国有林内
登別国際観光コンベンション協会 登別市登別温泉町60番
- (5) 遊漁承認証に関する事項
- 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (6) 遊漁に際し守るべき事項
- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
 - イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - エ 組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- (7) 漁場監視員に関する事項

- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の停止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 11 (1) 漁業権者の名称及び住所 いぶり中央漁業協同組合
登別市登別港町一丁目28番地
- (2) 漁業権の免許番号 胆内共第3号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 わかさぎ 竿釣、手釣 (1人につき2本以内)
 - イ 遊漁期間 わかさぎ 1月1日から3月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内 (午前7時から午後4時まで)
 - ウ 遊漁禁止区域 水産動物の繁殖保護又は遊漁調整上必要と認め、遊漁する区域を制限したときは、区域外での遊漁をしてはならない。
- (4) 遊漁料の額 (消費税及び地方消費税を含む。) 及びその納付の方法
- ア 遊漁料の額 1日800円、1年5,000円
 - イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
いぶり中央漁業協同組合白老支所事務所 白老町字石山335番地
白老観光協会 白老町字白老国有林内
- (5) 遊漁承認証に関する事項
遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (6) 遊漁に際し守るべき事項
- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを提示しなければならない。
 - イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - エ 組合が漁業法 (昭和24年法律第267号) に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- (7) 漁場監視員に関する事項
- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
 - イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (8) 違反者に対する措置に関する事項
直ちに遊漁の停止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。
- (9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 12 (1) 漁業権者の名称及び住所 鶴川漁業協同組合
勇払郡むかわ町汐見751番地
- (2) 漁業権の免許番号 胆内共第4号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 ししゃも たも網 (網口の口径40センチメートル未満、袋の長さ40センチメートル未満、1人につき1本以内)
 - イ 遊漁期間 ししゃも 11月20日から12月20日まで (午前9時から午後4時まで)
 - ウ 遊漁禁止区域 鶴川と珍川との合流点と、対岸に鶴川漁業協同組合が設置した標柱等を結

ぶ線の上流域（11月20日から12月20日まで）

(4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。）及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 1日700円、1月8,000円

イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。

鵜川漁業協同組合事務所 むかわ町汐見751番地

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。

イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

エ 次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

鵜川と珍川との合流点と、対岸に鵜川漁業協同組合が設置した標柱等を結ぶ線の下流から河口までの区域。

オ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

13 (1) 漁業権者の名称及び住所 ひだか漁業協同組合

日高郡新ひだか町静内春立141番地

(2) 漁業権の免許番号 日内共第1号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 ししゃも たも網（網口の口径40センチメートル未満、網袋の長さ40センチメートル未満、1本以内）

イ 遊漁期間 ししゃも 11月20日から12月20日まで

ウ 遊漁禁止区域 沙流川本流河口から沙流川本流国道235号線沙流川橋までの区域（11月20日から12月20日まで）

(4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。）及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 1日300円

イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。

ひだか漁業協同組合門別支所 日高町門別本町101番地2の地先

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。

イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

エ 川底をかくはんしてはならない。

オ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

る。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 14 (1) 漁業権者の名称及び住所 大樹漁業協同組合
広尾郡大樹町字浜大樹322番地先
- (2) 漁業権の免許番号 十内共第1号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 わかさぎ 竿釣、手釣り (一人につき3本以内)
- イ 遊漁期間 わかさぎ 1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
- ウ 全長の制限 わかさぎ 5センチメートル以下
- (4) 遊漁料の額 (消費税及び地方消費税を含む。) 及びその納付の方法
- ア 遊漁料の額 1日 大人700円 (小学生300円)
- イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
大樹漁業協同組合事務所 大樹町字浜大樹322番地先
大樹漁業協同組合管理事務所 大樹町字晩生
- (5) 遊漁承認証に関する事項
遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (6) 遊漁に際し守るべき事項
- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを提示しなければならない。
- イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- エ 湖底をかくはんしてはならない。
- オ 組合が漁業法 (昭和24年法律第267号) に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- (7) 漁場監視員に関する事項
- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (8) 違反者に対する措置に関する事項
- 直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。
- (9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日
- 15 (1) 漁業権者の名称及び住所 白糠漁業協同組合
白糠郡白糠町岬一丁目2番地42
- (2) 漁業権の免許番号 釧内共第1号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 ししゃも たも網 (網口の口径40cm未満、袋の長さ40cm未満)
- イ 遊漁期間 ししゃも 12月10日から12月31日まで (午前7時から午後4時まで)

- (4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を除く。）及びその納付の方法
- ア 遊漁料の額 1日1,000円（釧内共第2号及び第3号を含む）
 - イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
白糠漁業協同組合事務所 白糠町岬1丁目2番地42
- (5) 遊漁承認証に関する事項
遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (6) 遊漁に際し守るべき事項
- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
 - イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - ウ 川底をかくはんしてはならない。
 - エ 相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - オ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- (7) 漁場監視員に関する事項
- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
 - イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (8) 違反者に対する措置に関する事項
直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。
- (9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 16 (1) 漁業権者の名称及び住所 白糠漁業協同組合
白糠郡白糠町岬一丁目2番地42
- (2) 漁業権の免許番号 釧内共第2号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 ししゃも たも網（網口の口径40cm未満、袋の長さ40cm未満）
 - イ 遊漁期間 ししゃも 12月10日から12月31日まで（午前7時から午後4時まで）
- (4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を除く。）及びその納付の方法
- ア 遊漁料の額 1日1,000円（釧内共第1号及び第3号を含む）
 - イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
白糠漁業協同組合事務所 白糠町岬1丁目2番地42
- (5) 遊漁承認証に関する事項
遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (6) 遊漁に際し守るべき事項
- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
 - イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - ウ 川底をかくはんしてはならない。
 - エ 相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - オ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- (7) 漁場監視員に関する事項
- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
 - イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (8) 違反者に対する措置に関する事項
直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納

付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 17 (1) 漁業権者の名称及び住所 白糠漁業協同組合
白糠郡白糠町岬一丁目2番地42
- (2) 漁業権の免許番号 釧内共第3号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 ししゃも たも網(網口の口径40cm未満、袋の長さ40cm未満)
 - イ 遊漁期間 ししゃも 12月10日から12月31日まで(午前7時から午後4時まで)
- (4) 遊漁料の額(消費税及び地方消費税を除く。)及びその納付の方法
- ア 遊漁料の額 1日1,000円(釧内共第1号及び第2号を含む)
 - イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
白糠漁業協同組合事務所 白糠町岬1丁目2番地42
- (5) 遊漁承認証に関する事項
遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (6) 遊漁に際し守るべき事項
- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
 - イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - ウ 川底をかくはんしてはならない。
 - エ 相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - オ 組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- (7) 漁場監視員に関する事項
- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
 - イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (8) 違反者に対する措置に関する事項
直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。
- (9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 18 (1) 漁業権者の名称及び住所 釧路市漁業協同組合
釧路市西港一丁目98番18号
- (2) 漁業権の免許番号 釧内共第4号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 ししゃも たも網(口径40cm未満、袋の長さ40cm未満)
 - イ 遊漁期間 ししゃも 12月6日から12月31日まで(午前7時から午後4時まで)
 - ウ 遊漁禁止区域 阿寒川河口から、根室本線鉄橋に至る区域(12月6日から12月31日まで)
- (4) 遊漁料の額(消費税及び地方消費税を除く。)及びその納付の方法
- ア 遊漁料の額 1日1,000円(釧内共第5号を含む)
 - イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
釧路市漁業協同組合事務所 釧路市西港1丁目98番18号
- (5) 遊漁承認証に関する事項
遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (6) 遊漁に際し守るべき事項
- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。

- イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ウ 相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- エ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(7) 漁場監視員に関する事項

- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の停止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

19 (1) 漁業権者の名称及び住所 釧路市漁業協同組合

釧路市西港1丁目98番18号

(2) 漁業権の免許番号 釧内共第5号

(3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁具の制限 ししゃも たも網（口径40cm未満、袋の長さ40cm未満）
- イ 遊漁期間 ししゃも 12月6日から12月31日まで（午前7時から午後4時まで）
- ウ 遊漁禁止区域
 - ・ 新釧路川河口から、根室本線鉄橋に至る区域
 - ・ 日本製紙取水口から、上流の区域（12月6日から12月31日まで）

(4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を除く。）及びその納付の方法

- ア 遊漁料の額 1日1,000円（釧内共第4号を含む）
- イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
釧路市漁業協同組合事務所 釧路市西港1丁目98番18号

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
- イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ウ 相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- エ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(7) 漁場監視員に関する事項

- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の停止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

20 (1) 漁業権者の名称及び住所 散布漁業協同組合

厚岸郡浜中町火散布188番地

(2) 漁業権の免許番号 釧内共第6号

(3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁具の制限 かれい 竿釣り（1人につき2本以内）
- イ 遊漁期間 かれい 5月1日から8月31日まで及び10月1日から12月31日まで
- ウ 全長の制限 かれい 10センチメートル未満

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法 免除

(5) 遊漁に際し守るべき事項

- ア 漁場監視員の指示に従わなければならない。
- イ 相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- ウ 川（沼）底をかくはんしてはならない。
- エ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(6) 漁場監視員に関する事項

- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(7) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の停止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。

(8) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 21 (1) 漁業権者の名称及び住所 散布漁業協同組合
厚岸郡浜中町火散布188番地

(2) 漁業権の免許番号 釧内共第7号

(3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁具の制限 かれい 竿釣り（1人につき2本以内）
- イ 遊漁期間 かれい 5月1日から8月31日まで及び10月1日から12月31日まで
- ウ 全長の制限 かれい 10センチメートル未満

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法 免除

(5) 遊漁に際し守るべき事項

- ア 漁場監視員の指示に従わなければならない。
- イ 相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- ウ 川（沼）底をかくはんしてはならない。
- エ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(6) 漁場監視員に関する事項

- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(7) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の停止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。

(8) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 22 (1) 漁業権者の名称及び住所 塘路漁業協同組合
川上郡標茶町字塘路

(2) 漁業権の免許番号 釧内共第9号

(3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁具の制限 わかさぎ 竿釣、手釣（1人につき2本以内）
ふな、あめます 竿釣（1人につき2本以内）
- イ 遊漁期間 わかさぎ 1月1日から3月20日まで

- ふな 5月1日から11月30日まで
 あめます 1月1日から11月30日まで
- ウ 遊漁禁止区域
- 1 塘路湖トップ川河口とオンネムシ岬を結ぶ東の区域（1月1日から12月31日まで）
 - 2 シラルトロ沼と塘路湖を接続する河川の区域（1月1日から12月31日まで）
 - 3 塘路湖及びシラルトロ沼に流入する河川の本流及び支流の区域（5月1日から6月30日まで）

- エ 全長の制限 　　ふな 10センチメートル未満
- (4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。）及びその納付の方法

- ア 遊漁料の額 　　1日1,000円
- イ 納付の方法 　　次の場所において納付するものとする。
 塘路漁業協同組合事務所 　　標茶町塘路
 元村ハウス パル 　　　　　標茶町塘路
 釧路湿原かや沼観光宿泊施設 　標茶町茅沼

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。
- イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- エ 川（湖）底をかくはんしてはならない。
- オ まき餌、よせ餌等をしてはならない。
- カ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(7) 漁場監視員に関する事項

- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 23 (1) 漁業権者の名称及び住所 阿寒湖漁業協同組合
 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目7番2号

- (2) 漁業権の免許番号 釧内共第10号

(3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁具の制限
 (阿寒湖、太郎湖、次郎湖、硫黄山川)
 わかさぎ
 竿釣、手釣（1人につき2本以内）
 （1月1日から3月31日まで及び5月1日から11月30日まで）
 ひめます、にじます、あめます
 竿釣、手釣（1人につき5本以内）
 （1月1日から3月31日まで）

竿釣、手釣（1人につき2本以内、竿1本当たり針1個以内）
（5月1日から11月30日）

やまべ

竿釣、手釣（1人につき5本以内）

（1月1日から3月31日まで）

竿釣、手釣（1人につき2本以内、竿1本当たり針1個以内）

（7月1日から11月30日まで）

いとう、ふな、こい

竿釣、手釣（1人につき2本以内、竿釣1本当たり針1個以内）

（5月1日から11月30日まで）

えび

たも網（1人につき1本以内、口径30cm以内、袋の長さ30cm以内）

（7月1日から8月15日まで）

（阿寒湖流出口から雄観橋下流端までの阿寒川の本流）

にじます、あめます

竿釣、フライ、ルアー釣り（餌釣り以外）（1人につき1本以内、竿1本当たり針1個以内、かえしの無いものとし、針の大きさ25mm以内）

（5月1日から10月31日まで）

やまべ

竿釣、フライ、ルアー釣り（餌釣り以外）（1人につき1本以内、竿1本当たり針1個以内、かえしの無いものとし、針の大きさ25mm以内）

（7月1日から10月31日まで）

（雄寒橋下流端からピリカネツプ取水口までの阿寒川本流）

にじます、あめます

竿釣、フライ、ルアー釣り（餌釣り）（1人につき1本以内、竿1本当たり針1個以内）

（5月1日から10月31日まで）

やまべ

竿釣、フライ、ルアー釣り（餌釣り）（1人につき1本以内、竿1本当たり針1個以内）

（7月1日から10月31日まで）

（ヒョウタン沼）

にじます、あめます

手釣（1人につき1本以内）

（5月1日から10月31日まで）

竿釣（針は1つとする、1人につき1本以内）

（5月1日から10月31日まで）

イ 遊漁期間

わかさぎ、ひめます、にじます、あめます

1月1日から3月31日まで（日の出から日の入まで）

5月1日から11月30日まで（日の出1時間前から日の入後1時間まで）

やまべ

1月1日から3月31日まで（日の出から日の入まで）

7月1日から11月30日まで（日の出1時間前から日の入後1時間まで）

いとう、こい、ふな

5月1日から11月30日まで（日の出1時間前から日の入後1時間まで）

えび

ウ 遊漁禁止区域

- 7月1日から8月15日まで（日の出1時間前から日の入後1時間まで）
- ・パンケトウの区域及びパンケトウに流入する河川の本流及び支流の区域
 - ・ペンケトウの区域及びペンケトウに流入する河川の本流及び支流の区域
 - ・イベシベツ川の本流及び支流の区域
 - ・阿寒湖に流入する硫黄山川を除くすべての河川の区域
 - ・阿寒湖の区域の中で雄阿寒大崎からチュウルイ島の南端を経て湖岸までを直線で結んだ地点から北の区域

（1月1日から3月31日まで及び5月1日から11月30日まで）

- ・ヒョウタン沼に流入する河川の区域
- ・阿寒川本流（阿寒湖の流出口から下流北電飽別電力所ピリカネツプ取水口上流端まで）に流入する支流の区域

（5月1日から10月31日まで）

エ 全長の制限

わかさぎ	全長の制限なし（2kg以内）
ひめます	30センチメートル未満（3尾以内）
にじます、やまべ、あめます	30センチメートル未満（3尾以内）
いとう	50センチメートル未満（1尾以内）
こい	40センチメートル未満（3尾以内）
ふな	20センチメートル未満（3尾以内）
えび	全長の制限なし（1kg以内）

(4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。）及びその納付の方法

ア 遊漁料の額

（1月1日から3月31日まで、阿寒湖、太郎湖、次郎湖、硫黄山川の区域）

わかさぎ、ひめます、にじます、あめます、やまべ

1日1,100円 12回券 11,000円

（5月1日から11月30日まで、ただし、やまべは7月1日から11月30日まで、阿寒湖、太郎湖、次郎湖、硫黄山川の区域）

わかさぎ、ひめます、にじます、あめます、やまべ、いとう、こい、ふな、えび

船舶の持込無し 1日1,500円 回数券（12回）15,000円

船舶の持込有り 1日2,000円 回数券（12回）20,000円

（5月1日から10月31日まで、ただし、やまべは7月1日から10月30日まで、阿寒川、ヒョウタン沼の区域）

わかさぎ、ひめます、にじます、あめます、やまべ、いとう、こい、ふな、えび

船舶の持込無し 1日1,500円 回数券（12回）15,000円

船舶の持込有り 1日2,000円 回数券（12回）20,000円

（5月1日から10月31日まで、ただし、やまべは7月1日から10月30日まで、阿寒湖流出口から雄観橋下流端までの阿寒川本流の区域）

にじます、やまべ、あめます 1日1,500円 12回券15,000円

イ 納付の方法

次の場所において納付するものとする。

阿寒湖漁業協同組合事務所 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目7番2号

フィッシングランド阿寒 釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目5番10号

東邦館 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目3番3号

ローソン阿寒湖温泉 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目2番35号

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
- イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- エ 川（湖）底をかくはんしてはならない。
- オ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- カ 自然環境に配慮し、水質などの汚染になる、まき餌をしてはならない。
- キ ごみ、廃油等不要物を湖沼及び河川に廃棄せず必ず持ち帰ること。
- ク 口径20cm以上の穴を氷上にあけてはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 24 (1) 漁業権者の名称及び住所 別海漁業協同組合
野付郡別海町本別海1番地の95
根室湾中部漁業協同組合
根室市温根沼344番地3
- (2) 漁業権の免許番号 根内共第3号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 わかさぎ 竿釣（1人につき2本以内）
 - イ 遊漁期間 わかさぎ 1月1日から12月31日まで
 - ウ 遊漁禁止区域 風蓮川に架かる国道243号風蓮川橋上流端の線から下流の風蓮川本流（分流河川を含む）区域
(3月1日から4月30日まで)
 - エ 全長の制限 わかさぎ 5センチメートル未満
- (4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。）及びその納付の方法
- ア 遊漁料の額 1日1,000円（根内共第4号及び第5号を含む）
 - イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
別海漁業協同組合事務所 野付郡別海町本別海1番地の95
根室湾中部漁業協同組合事務所 根室市温根沼344番地3
- (5) 遊漁承認証に関する事項
遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (6) 遊漁に際し守るべき事項
- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
 - イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - エ 次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
風蓮川に架かる国道243号風蓮川橋下流端の線から下流の風蓮川本流（分流河川を含む）区域
- (7) 漁場監視員に関する事項

- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 25 (1) 漁業権者の名称及び住所 別海漁業協同組合
野付郡別海町本別海1番地の95
根室湾中部漁業協同組合
根室市温根沼344番地3
- (2) 漁業権の免許番号 根内共第4号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 わかさぎ 竿釣(1人につき2本以内)
 - イ 遊漁期間 わかさぎ 1月1日から12月31日まで
 - ウ 遊漁禁止区域 国道244号ヤウシュベツ川に架かる万年橋上流端より下流全域
(3月1日から4月30日まで)
 - エ 全長の制限 わかさぎ 5センチメートル未満
- (4) 遊漁料の額(消費税及び地方消費税を含む。)及びその納付の方法
- ア 遊漁料の額 1日1,000円(根内共第3号及び第5号を含む)
 - イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
別海漁業協同組合事務所 別海町本別海1番地の95
根室湾中部漁業協同組合事務所 根室市温根沼344番地3
- (5) 遊漁承認証に関する事項
遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (6) 遊漁に際し守るべき事項
- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
 - イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - エ 次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
国道244号ヤウシュベツ川に架かる万年橋上流端より下流全域
- (7) 漁場監視員に関する事項
- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
 - イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (8) 違反者に対する措置に関する事項
直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。
- (9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 26 (1) 漁業権者の名称及び住所 別海漁業協同組合
野付郡別海町本別海1番地の95
根室湾中部漁業協同組合
根室市温根沼344番地3
- (2) 漁業権の免許番号 根内共第5号

(3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁具の制限 わかさぎ 竿釣（1人につき2本以内）
イ 遊漁期間 わかさぎ 1月1日から12月31日まで
ウ 遊漁禁止区域 国道244号ポンヤウシュベツ橋上流端の線から下流のポンヤウシュベツ川本流の区域
(3月1日から4月30日まで)
エ 全長の制限 わかさぎ 5センチメートル未満

(4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。）及びその納付の方法

- ア 遊漁料の額 1日1,000円（根内共第3号及び第4号を含む）
イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。
別海漁業協同組合事務所 別海町本別海1番地の95
根室湾中部漁業協同組合事務所 根室市温根沼344番地3

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

- ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。
イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。
ウ 相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
エ 次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

国道244号ポンヤウシュベツ橋上流端の線から下流のポンヤウシュベツ川本流の区域

(7) 漁場監視員に関する事項

- ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 27 (1) 漁業権者の名称及び住所 西網走漁業協同組合
網走市大曲一丁目7番1号
(2) 漁業権の免許番号 網内共第4号
(3) 遊漁についての制限の範囲
ア 漁具の制限 わかさぎ、こい 竿釣、手釣（1人につき2本以内）
えび たも網（1人につき1本以内、網口径及び網の深さが40cm未満）
イ 遊漁期間 わかさぎ 1月1日から3月31日まで及び12月20日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい 5月1日から8月31日まで
えび 5月1日から6月30日まで
ウ 遊漁禁止区域 遊漁区域以外の区域
(1月1日から3月31日まで及び12月20日から12月31日まで)
エ 全長の制限 こい 20センチメートル以下
(4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。）及びその納付の方法
ア 遊漁料の額 1日900円
イ 納付の方法 次の場所において納付するものとする。

西網走漁業協同組合事務所 網走市大曲1丁目7番1号
網走市観光協会遊漁会場事務所
オホーツク大空町観光協会遊漁会場事務所

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを提示しなければならない。

イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

エ 川、湖底をかくはんしてはならない。

オ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(8) 漁場監視員に関する事項

ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

28 (1) 漁業権者の名称及び住所

頓別漁業協同組合
枝幸郡浜頓別町字頓別618番地

(2) 漁業権の免許番号

宗内共第1号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限

わかさぎ

たも網（網口の最長部40cm未満、網の長さの最長部40cm未満）

竿釣（1人につき2本以内）

手釣（1人につき釣糸2本以内）

イ 遊漁期間

わかさぎ 1月1日から3月31日まで及び5月1日から12月31日まで

ウ 遊漁禁止区域

- ・ オビンナイ川の河口から上流500m、
- ・ レカセウシュナイ川の河口から上流100m、
- ・ ヤスベツ川の河口から上流1,000m

(1月1日から3月31日まで及び5月1日から12月31日まで)

エ 全長の制限

わかさぎ 5センチメートル以下

(4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を除く。）及びその納付の方法

ア 遊漁料の額

1日500円 1月2,000円 1年5,000円

イ 納付の方法

次の場所において納付するものとする。

- ・ 頓別漁業協同組合事務所 浜頓別町字頓別
- ・ クッチャロ湖内

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。

イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

エ 川底及び湖底をかくはんしてはならない。

オ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日

- 29 (1) 漁業権者の名称及び住所 朱鞠内湖淡水漁業協同組合
雨竜郡幌加内町字朱鞠内
- (2) 漁業権の免許番号 上内共第1号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 わかさぎ
釣り（1人につき2本以内）
たも網（網口の最長部40cm未満、網の長さの最長部40cm未満、1人につき1本以内）
こい、ふな、いとう、あめます
釣り（1人につき2本以内、ただし、1月10日から4月10日まで、加算料金を払うことで5本以内）
やまべ
釣り（1人につき2本以内、ただし、1月10日から3月31日まで加算料金を払うことで5本以内）
- イ 遊漁期間 わかさぎ
6月1日から12月10日まで及び1月10日から4月10日まで日の出1時間前から日没1時間後までの期間内で組合が定めて公表する時間内、ただし、理事の承認を受けた組合が行う釣りのイベントなどある場合は上記の時間外でも行えるものとする。
こい、ふな、いとう、あめます
5月1日から12月10日まで及び1月10日から4月10日まで、日の出1時間前から日没1時間後までの期間内で組合が定めて公表する時間内、ただし、理事の承認を受けた組合が行う釣りのイベントなどある場合は上記の時間外でも行えるものとする。
やまべ
6月1日から12月10日まで及び1月10日から3月31日まで日の出1時間前から日没1時間後までの期間内で組合が定めて公表する時間内、ただし、理事の承認を受けた組合が行う釣りのイベントなどある場合は上記の時間外でも行えるものとする。
- ウ 遊漁禁止区域
- ・ 基点第1号と基点第2号を結んだ線から東側の区域
 - ・ 基点第3号と基点第4号を結んだ線から西側の区域
 - ・ 基点第5号と基点第6号を結んだ線から東側の区域
 - ・ 基点第7号と基点第8号を結んだ線から西側の区域
 - ・ 基点第9号と基点第10号を結んだ線から南側の区域

- 基点第11号と基点第12号を結んだ線から東側の区域
(周年)
- 基点第23号と基点第24号を結んだ線から南側の区域のうち、基点第8号、基点第15号、基点第14号、基点第13号、基点第16号、基点第17号及び基点第18号を順に結んだ線と湖岸に囲まれた区域を除いた朱鞠内湖の区域、基点第9号と基点第10号を結んだ線から北側の区域のうち、ウツナイ川との合流点に至る宇津内湖の区域
(1月10日～4月10日)
- 基点第19号、基点第20号、基点第21号、基点第22号の各点を順次に結んだ線から南側を除いた区域
(5月1日～12月10日及び1月10日～4月10日は遊漁者船舶乗入れ禁止)
- 基点第23号、基点第24号を結んだ線から北側の区域から、泥川の白樺橋までの区域、ブトカマベツ川の母子里橋までの区域、モシリウンナイ川の子鞠内橋までの区域、モシリウンナイ川支流のテセイルテシュペ川のモシリウンナイ川合流部から里見橋の区間、及びウツナイ川の宇津内湖合流点からイワナ橋までの区域の本支流
(5月1日～5月20日及び1月10日～4月10日)
- ウツナイ川のイワナ橋から上流の本支流、泥川の白樺橋から上流の本支流、ブトカマベツ川の母子里橋から上流の本支流、陰の沢川の本支流、及びモシリウンナイ川の子鞠内橋から上流の本支流、ただしモシリウンナイ川支流のテセイルテシュペ川はモシリウンナイ川合流部から里見橋の区間は除く
(周年)

基点第1号：取水ロアバ左岸に設置した標柱の位置

基点第2号：取水ロアバ右岸に設置した標柱の位置

基点第3号：連絡水路入口右岸に設置した標柱の位置

基点第4号：連絡水路入口左岸に設置した標柱の位置

基点第5号：宇津内崎に設置した標柱の位置

基点第6号：ピッシリ崎に設置した標柱の位置

基点第7号：堰堤崎に設置した標柱の位置

基点第8号：富成崎に設置した標柱の位置

基点第9号：雨竜第二ダム左端から左方湖岸線沿いに200mの点に設置した標柱の位置

基点第10号：雨竜第二ダム右端から右方湖岸線沿いに200mの点に設置した標柱の位置

基点第11号：土堰堤北崎に設置した標柱の位置

基点第12号：土堰堤南崎に設置した標柱の位置

基点第13号：盆栽崎に設置した標柱の位置

基点第14号：藤原南裏崎に設置した標柱の位置

基点第15号：藤原南南崎に設置した標柱の位置

基点第16号：北大島南端に設置した標柱の位置

基点第17号：北大島北端に設置した標柱の位置

基点第18号：ハッスル崎に設置した標柱の位置

基点第19号：土場崎に設置した標柱の位置

基点第20号：北大裏ワンド中央崎に設置した標柱の位置

基点第21号：なまこ崎に設置した標柱の位置
基点第22号：ペペロン崎に設置した標柱の位置
基点第23号：テン狗の鼻崎に設置した標柱の位置
基点第24号：モシリウンナイ崎に設置した標柱の位置

エ 全長の制限
オ 尾数の制限
いとう 50センチメートル以下、65センチメートル以上
いとう 1年間1尾
やまべ、あめます 1日合わせて5尾
わかさぎ 1日1,000尾

(4) 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。）及びその納付の方法

ア 遊漁料の額
わかさぎ、いとう、やまべ、あめます、こい、ふな
釣り（2本以内）
1日券1,300円 回数券（6回券）6,500円、
追加竿加算料金（わかさぎを除き上記を含め5本以内）
1日券500円
（1月10日から4月10日まで）
いとう、やめべ、あめます
釣り（疑似鉤を用いたもの）（ルアー・フライ・テンカラ、2本以内）
1日券1,500円 1週間券4,500円 1月券10,000円 シーズン券22,000円
（5月1日から12月10日まで）
釣り（2本以内）
1日券2,500円 1週間券7,500円 1月券15,000円 シーズン券33,000円
（5月1日から12月10日まで）
わかさぎ
釣り（2本以内）、たも網（1本）
1日券500円
（6月1日から12月10日まで）
こい、ふな
釣り（2本以内）
1日券500円
（5月1日から12月10日まで）

イ 納付の方法
次の場所または組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するものとする。

朱鞠内湖淡水漁業協同組合	幌加内町字朱鞠内
レークハウスしゅまりない	幌加内町字朱鞠内
キャンプ場案内所	幌加内町字朱鞠内
コンカフェ	幌加内町字母子里
クリスタルパーク	幌加内町字母子里

(5) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを提示しなければならない。
イ 漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

エ 川（湖）底をかくはんしてはならない。

オ 組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

直ちに遊漁の停止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(9) 遊漁規則の施行の日 令和5年(2023年)9月1日